

令和 7 年 9 月 1 1 日

共 産 党

パレスチナの国家承認を求める意見書（案）

パレスチナ・ガザ地区の飢餓、人道状況は過酷を極めている。イスラエルは令和 7 年 1 月に国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の活動を禁止する法律を施行した。ガザ地区の食料配給所が激減し、集まった人々への発砲・殺害も相次ぐなど、危機的な人道状況を引き起こしている。さらにイスラエル政府は新たにガザ市制圧に関する計画を決定し、令和 7 年 8 月 20 日にはエルサレム周辺の大規模な入植地建設を承認するなど、新たな領土拡大に乗り出している。

そうしたなか世界では、パレスチナ国家承認の動きが加速している。ヨーロッパではアイルランド、スペイン、ノルウェー、スロベニアが令和 6 年に国家承認した。

そもそもパレスチナ人には民族自決権があり、国際法と関連する国連決議にもとづき独立国家として認められるべきで、現在、国連加盟 193 カ国中約 150 カ国がパレスチナを国家承認している。

パレスチナ問題の解決は、イスラエルとパレスチナがそれぞれ独立した主権国家として共存する「2 国家解決」にあるというのが国際社会の合意である。

日本は 2 国家解決支持を表明し、ニューヨーク宣言起草の作業部会の共同議長国にも加わっている。

病院が爆撃され、痩せ細った子どもらが食料を待っている状況を黙って見過ごすことは許されない。一刻も早くまともな食料援助を再開させることは国際社会の最低限の責任である。イスラエルに圧力をかけ、無法を止めるためにも、パレスチナ国家の承認は急務と考える。

よって、板橋区議会は、政府に対し、パレスチナの国家承認に直ちに踏み出すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

外務大臣 宛